

# 商品概要説明書

《マイカーローン》（一般型C）

（令和6年4月1日現在適用中）

|                        |  |
|------------------------|--|
| 1. 商品名                 | マイカーローン（一般型C）  |
| 2. お使いみち               | <p>○申込本人またはその家族が必要とする以下の資金（お借入申込日から過去3ヶ月以内にお支払済みの資金を含む。）を対象とします。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。<br/>         なお、お借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）についても対象とします。</p> <p>○自動車・バイク（中古車を含む）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。<br/>         ※購入に付帯する諸費用、保険掛金に必要な資金を含みます。<br/>         ※農業従事者に限り、軽トラックを資金使途に含めることができます。</p> <p>○カー用品購入資金<br/>         ○自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金<br/>         ○運転免許証取得資金<br/>         ○車庫建設資金<br/>         ○他社自動車ローンの借換資金（ただし、申込本人分に限ります。）</p>                                       |
| 3. ご利用いただける方           | <p>○地区内に在住または在勤している方。<br/>         ○お借入時の年齢が18歳以上75歳未満でかつ、完済時年齢が80歳未満の方。<br/>         ○継続して安定した収入がある方。ただし、新卒内定者で、入社月の3ヶ月前以降に借入申込みをいただく場合を除く。<br/>         ○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証が受けられる方。<br/>         ○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>   |
| 4. お借入金額               | <p>○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要資金の範囲内とします。<br/>         ただし、貸付時年齢が満20歳未満または満71歳以上の場合については、200万円を上限とし、満20歳以上の新卒内定者については、300万円を上限とします。<br/>         ※組合員以外の方については、10万円以上500万円以内（1万円単位）とします。</p>  |
| 5. お借入期間               | <p>○据置期間を含め6ヶ月以上15年以内とします。<br/>         なお、据置期間は就職が内定した方のみを対象とし、初回ご融資日からご融資対象者の入社月末までの範囲内とします（最大6ヶ月）。</p>  |
| 6. お借入利率               | <p>○当初のお借入利率を、お借入期限まで適用いたします。（お借入期間中の見直し・変更はございません。）<br/>         ○お借入利率等、詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>   |
| 7. ご返済方法               | <p>○「元利均等方式」<br/>         ○「毎月返済」と「毎月・ボーナス併用返済（毎月返済に加え年2回、特定月の増額返済）」からご選択いただけます。<br/>         ※ボーナス返済分の返済合計元金は、お借入金額の50%を限度とします。<br/>         ○詳細については、当JAの窓口へお問い合わせください。</p>  |
| 8. 担保                  | ○不要です。   |
| 9. 保証                  | <p>○当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。<br/>         ただし、保証機関が必要と判断した場合は保証人が必要です。</p>   |
| 10. 保証料                | <p>○保証料内包型<br/>         お借入利率に含めて保証料をお支払いいただきます。<br/>         なお、保証料率は年0.79%または1.35%となります。</p>   |
| 11. 団体信用生命共済（保険）       | <p>○ご希望により当JAの所定の団体信用生命共済（保険）にご加入いただけます。なお、加入される場合は借入利率に加算されます。詳しくは当JAの窓口へお問い合わせください。</p>  |
| 12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | <p>○苦情処理措置<br/>         本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部金融推進課（電話：092-322-2766）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する体制を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。<br/>         また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置<br/>         外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。<br/>         福岡県弁護士会紛争解決センター<br/>         天神弁護士センター（電話：092-741-3208）<br/>         北九州法律相談センター（電話：093-561-0360）<br/>         久留米法律相談センター（電話：0942-30-0144）</p> |

13. その他

- お申込に際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。  
審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ご返済額の試算については、当J Aの窓口へお問い合わせください。